

萩圏域 地域包括ケアネットワーク協議会設置要綱

(設置)

第1条 萩保健医療圏において、医療・介護・福祉の連携を推進し、多職種協働による地域包括ケアシステムを構築するために、萩圏域 地域包括ケアネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、地域包括ケアシステムの深化・推進に係る事項について検討、協議、調整し、もって地域共生社会の実現を目指す。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、萩市医師会長をもって充てる。会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、必要に応じ会長が選任する。副会長は、会長を補佐する。
- 4 委員は、70名以内とし、医療・介護・福祉・行政関係者等のうちから会長が委嘱する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときには、あらかじめ会長が指名した委員が職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会は、専門の事項を調査及び協議させるため、必要に応じて専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会員のうちから、あらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代理する。

6 第5条の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、「協議会の会議」とあるのは「部会の会議」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、萩市医師会、萩市及び阿武町で構成する3者会議において処理する。

2 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

4 本会の会計処理は、萩市医師会が担当する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営について必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月19日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。